

公募開始後にお問い合わせのあった主な質問、及び回答を記載いたします。

No.	ご質問	回答
1	<p>審査の観点で以下の記載があるが、こちらは共同機関だけではなく協力機関の学生や希望者も受講できるという解釈でよいか。</p> <p><公募要領 p48></p> <p>・プラットフォームに参加していない大学等も含めて拠点都市の受講を希望する全ての者が、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを受講することができるような仕組みや体制づくりの内容となっているか。</p>	<p>共同機関ではなく、協力機関の学生や希望者も含まれます。また、プラットフォームに参加していない大学等の希望者も含まれます。</p>
2	<p>一般社団法人が「共同機関」となる場合、共同機関として実施が必須となる「アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等」の実施が難しいが、例えばその一般社団法人が運用しているセミナー等があればそれが「アントレプレナーシップ人材育成プログラム」として判断されるか。</p>	<p>一般社団法人の場合、実施の方法として大学のアントレプレナーシップ人材育成プログラムを支援するなども想定されます。セミナー等については、要件を満たせばアントレプレナーシップ人材育成プログラムとして認められますが、プラットフォーム全体にとってそのセミナー等がどのように効果的か説明できるようご注意ください。</p>
3	<p>令和 3 年度の GAP ファンドは、11 月開始で 3 月締めとなり執行期間は 3 ヶ月に満たないが、この短い期間で実施することになるのか。</p>	<p>研究開発費については繰越ができません。そのため令和 3 年度に GAP ファンドの執行を希望する場合は、ご指摘の通り令和 3 年度末までに実施していただくこととなりますので、年度末までにどのようなスケジュールで執行するか留意する必要があります。なお、令和 3 年度の GAP ファンド執行は必須ではありません。</p>

4	<p>GAP ファンドの 1 件あたりの金額は目安として 500 万円程度、最大 1,000 万円程度とあったが、テーマの内容によっては 200 万円程度で済む場合もある。金額の縛りはあるのか。</p>	<p>本公募プログラムが支援対象として想定している GAP ファンドは、公募要領 p31 に記載の通り、市場・ビジネスの成立の可能性がある課題に対し、ビジネスプランや知財戦略の強化、市場調査に必要なデータや試作品作成を行うことを目的としています。上記をふまえ、1 件あたり 500 万円程度、最大 1,000 万円程度を目安としていますが、上記目的を踏まえた上で、案件毎の技術シーズの性質によっては GAP ファンドプログラムの金額を柔軟に変更いただくことも可能です。</p>
5	<p>補正予算の SCORE 拠点都市環境整備型では設定があった、GAP ファンドの実施件数条件（機関数 × 2 件/年間）は設けられているか。</p>	<p>本公募プログラムにおいては GAP ファンド実施件数の条件はありません。</p>
6	<p>公募要領中のアントレプレナーシップの定義を読むと「起業」にこだわっていないように感じたが、あっているか。</p>	<p>本公募プログラムでは、アントレプレナーシップ教育をアントレプレナーシップの醸成から発揮まで幅広く対象としています。公募要領 p14 もご確認ください。</p>
7	<p>共同機関は「アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等」の実施が必須とのことだが、共同機関自身がなんらかの講座を開設することが必須ではないという理解でよいか。</p>	<p>共同機関自身がアントレプレナーシップ人材育成プログラムの講座を開設することは必須ではありません。</p>
8	<p>支援プログラム後のチームの目標は起業か。また支援プログラムは 1 年単位のみか。</p>	<p>起業や、起業に向けた START 等の他プログラムの申請が目標となります。また、起業活動支援プログラムのうち、GAP ファンド（研究開発費）は 1 年単位のみとなります。ただし、GAP ファンドで支援した研究開発課題に対し、その後も起業に向けて継続的な支援が実施できる体制を構築してください。</p>
9	<p>参加する場合、既に大学発ベンチャーがそれなりにあるという条件があるか。</p>	<p>既に大学発ベンチャーの実績があるかは参画の条件にしておりません。</p>

10	補正予算の SCORE 拠点都市環境整備型との切り分けなどで注意すべき事項はあるか。	<p>SCORE 拠点都市環境整備型に採択された機関について、GAP ファンドを実施する場合、重複する部分について支援対象外とします。</p> <p>また、SCORE 拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関について、主な留意事項は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度はアントレプレナーシップ人材育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成への予算執行はできません。 ・令和 3 年度は起業環境整備のうち、設備機器の整備については予算を執行できません。
11	幹事自治体の役割としては、拠点都市のビジョン実現に向け、今回応募するプログラムに応じた新規事業を立ち上げる必要があるというイメージか。既存の起業支援施策を活用することもあるかと思うが、いかがか。	幹事自治体は主幹機関、共同機関と連携して、本公募プログラムを推進する役割となりますが、既存の起業支援施策の活用も可能です。
12	予算について、共同機関に対しての割り振りの割合の制限はあるか。	共同機関に対しての割り振りの割合の制限はありません。
13	スタートアップの創出が目的とのことだが、目標数はあるか。	目標数は公募要領では定めておりません。各プラットフォームで設定し、申請書に記載してください。
14	8,500 万円の予算として、GAP ファンドとアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等の費用の比率は、自由に設定できるか。比率の制限はあるか。	比率の制限はありません。
15	補正予算の SCORE 拠点都市環境整備型の GAP ファンドで不採択だったチームに対して、本予算で支援することは可能か。	本公募プログラムで実施する GAP ファンドプログラムに SCORE 拠点都市環境整備型における不採択チームが応募してきた場合、プラットフォーム内で厳正な審査を行った結果、採択とするのであれば、本予算で支援可能です。新規公募・審査を経ず、不採択チームを追加採択することは認められません。

16	採択後に共同機関や協力機関が新たに参加することは可能か。	委員会および JST が承認のうえで、新たに共同機関や協力機関が参加することは可能です。
17	GAP ファンドを外部資金で運用する場合でも、JST の示す金額（500 万程度～1,000 万程度）の縛り等はあるのか。	外部資金で運用する場合、金額の縛り等はありません。
18	アントレプレナーシップの醸成が目的であれば、結果としてスタートアップが多く立ち上がることは歓迎するがそれ自体が目的ではないと理解してよいか。	本公募プログラム全体としては、スタートアップが持続的に創出される体制を構築することを目的としています。その中で実施するアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等についても、アントレプレナーシップの醸成を含めた幅広い教育ステージを対象としていますが、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施によってスタートアップ創出につながることも 1 つの目的となります。
19	起業環境の整備について、学生の起業支援等にも活用することは可能か。	起業環境の整備について、教職員のみではなく学生の起業支援等にも活用いただくことは可能です。
20	2 つの拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請することは可能か。	原則 1 拠点都市から 1 プラットフォームの申請となりますが、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合は、応募前に JST へ必ずご相談ください。ただし、その場合も申請額の上限は 1 億 2,000 万円程度（直接経費）/年となります。
21	幹事自治体について、拠点都市に参画していなくてもプラットフォームへの参加が可能か。	幹事自治体は「拠点都市の中核となる自治体」としています。拠点都市に参画しているか、参画の見込み、あるいは参画に合意を得ていることが必要です。
22	申請様式 1「3.スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョンとプラットフォームの目指す姿」について、プラットフォームとしての目指す姿（本プログラム支援終了時点）は申請様式 2 に記載し、申請様式 1 の 3 では記載の必要がないとの内容だが、それでは申請様式 1 の 3 は何を記載すればよいか。	申請様式 1 の「3.スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョンとプラットフォームの目指す姿」の内容については、申請様式 2 に記載いただくこととなりますので、申請様式 1 の 3 は何も記載する必要がありません。